

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

字の区域の変更

土地改良区の役員就退任(二件)

土地改良区の役員退任

土地改良区の役員住所の変更(二件)

土地改良法による換地処分

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(九件)

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良法による工事の完了

解除予定の保安林(二件)

道路の区域の決定

道路の区域の変更

道路の供用の開始

### ◇ 正 誤

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則中  
訂正

## 告 示

### 鳥取県告示千八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による公文地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(昭和五十六年六月二十四日現在の地番による。)

大字公文字集谷

大字公文字集谷のうち三七一の三〇から三七一の四三までの一部、三七一の四五から三七一の五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字公文字集谷平三七二の四並びに大字山田字東峯五一七の一の一部、五一七の二の一部、五一七の一三の一部、五一七の一四の一部、五一七の一七の一部、五一七の一八、五一七の一九、五一七の二九の一部、五一七の三〇から五一七の四〇まで、五一七の四一の一部、五一七の五一の一部及び五一七の五二から五一七の五四まで

大字公文書集谷平

大字公文書集谷平のうち三七二の四以外の区域

大字山田字東峯

大字山田字東峯のうち五一七の二の一部、五一七の二の  
一部、五一七の一三の一部、五一七の一四の一部、五一七  
の二七の一部、五一七の一八、五一七の一九、五一七の二  
九の一部、五一七の三〇から五一七の四〇まで、五一七の  
四一の一部、五一七の五一の一部及び五一七の五二から五  
一七の五四まで以外の区域、大字山田字庄谷五一六の二、  
五一六の三及び五一八の三から五一八の五まで並びに大字  
公文書集谷三七一の三〇から三七一の四三までの一部、三  
七一の四五から三七一の五四までの一部及びこれらと一体  
をなす固有地

大字山田字庄谷

大字山田字庄谷のうち五一六の二、五一六の三及び五一  
八の三から五一八の五まで以外の区域

鳥取県告示第千八百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定  
に基づき、次のとおり舎人土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨  
の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 川田 茂 東伯郡東郷町大字方地九五六  
高塚 知義 大字藤津二六三

山田 操 七九四  
佐々木昌弘  
藤原 良蔵 大字方地九九九  
小林 義孝 大字漆原二九八  
下田 登 大字北福一〇四  
真木 忠康 大字松崎五七五の一  
米田 勉 大字白石六二六  
山本憲太郎 五七二  
小谷 正巳 大字漆原一三四  
前田 久夫 大字方地一〇一七  
下田 一雄 大字北福一一三  
山下 一三 大字漆原二四四  
伊藤 幸 大字方地一〇五三  
森田 貞夫 大字藤津七九八の一  
伊藤 俊彦 大字方地九六四  
中村 寛正 大字野方一七四  
瀬能 清行 大字羽衣石七四六の一

昭和五十六年十月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤 俊彦 東伯郡東郷町大字方地九六四  
高塚 知義 大字藤津二六三  
下田 一雄 大字北福一一三  
川田 美博 大字方地五四四

山田 操	大字藤津七九四
藤原 重栄	大字方地五六五
山下 一三	大字漆原二四四
福井 重利	大字白石六四五
小谷 正巳	大字漆原一三四
米田 勉	大字白石六二七
真木 忠康	大字松崎五七五の一
下田 登	大字北福一〇四
河本 進	大字漆原一一九
佐々木昌弘	大字野方一七六
森田 貞夫	大字藤津七九八の一
伊藤 幸	大字方地一〇五三
中村 寛正	大字野方一七四
前田 泰徳	大字方地九九〇
瀬能 清行	大字羽衣石七四六の一

昭和五十六年十月五日就任 任期四年

鳥取県告示第千八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

退任した役員 の氏名及び住所	鳥取県知事	平	林	鴻	三
理事 徳永 茂男	西伯郡中山町羽田井一九八				
尾古 久雄				一七九	
林原 輝雄			東積三九四		
山崎 高義			八重一五九		
黒見 良治			樋口一四五		
国谷 信照			石井垣一八八		
長田 菊治			潮音寺一一五		
江原 和夫			栄田三一三		
野川 喜義			田中五二六		
佐伯 勇			一〇五五一		
中川 寿次			七七二一		
村本 彰次			御崎三二一		
西本 敏重			一一〇		
中川 岩蔵			田中七二六		
沢田 芳助			四五一―四		
平谷 光信			下甲三一二		
船越 孝治			赤坂四〇三		
柏尾 竹雄			塩津七〇〇		
高口 若光			殿河内三九八		
西山 国雄			上市二七一―一		
橋井 嘉市			岡六二二		

谷川 均	下市四二
金田 耕二	松河原二七六
田中 重光	東伯郡赤碕町梅田一五三
高見 正	西伯郡中山町塩津二四六
監事 当別当 潔	東積七五
岡岡藤四郎	下甲三一四
富岡 稔	赤坂三二六

昭和五十六年十月十五日退任

就任した役員の名及び住所

理事 尾古 久雄	西伯郡中山町羽田井一七九
林原 輝雄	東積三九四
黒見 良治	樋口一四五
国谷 信照	石井垣一八八
江原 和夫	栄田三一三
野川 喜義	田中五二六
中川 寿次	七七二一
村本 彰次	御崎三二一
西本 敏重	一一〇
中川 岩蔵	田中七二六一
沢田 芳助	四五一―四
柏尾 竹雄	塩津七〇〇
高口 若光	殿河内三九八
橋井 嘉市	岡六二二

谷川 均	下市四二
金田 耕二	松河原二七六
手島 和夫	下甲三三五
高橋 清己	住吉九八四
高見 修一	塩津二四一
尾古 博文	羽田井一八七
田中弘太郎	八重一七〇
山西 初蔵	田中九四
井上 秀明	潮音寺一二九
富岡 稔	赤坂三二六
田中 重光	東伯郡赤碕町大字梅田一五三
監事 当別当 潔	西伯郡中山町東積七五
船越 勝則	赤坂四二五
小谷 弘昌	下甲三〇五

昭和五十六年十月十六日就任 任期四年

鳥取県告示第千八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 野崎 純弘 倉吉市三江四五六

昭和五十六年三月三十一日退任

鳥取県告示第千八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理事	谷本 正和	
変更前	東伯郡北条町大字曲三二六	
変更後	東伯郡北条町大字曲三二七	

鳥取県告示第千八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理事	村上 升一	
変更前	米子市福万六二一	
変更後	米子市石州府六二一	
変更前	米子市福万一九一四	
変更後	米子市福万一九一四	

鳥取県告示第千八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡東伯町大字徳万五五八番地一公文土地改良事業共同施行代表者渡辺哲則から農事組合法人公文果樹生産組合はか十七人の者が共同して行う土地改良事業に係る公文地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十号

昭和五十六年六月三十日付けで北条町から申請のあつた土地改良（米里

地区農業用排水、農道整備及び客土を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十一号

中山町から申請のあつた町営土地改良（住吉地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十二号

関金町から申請のあつた町営土地改良（堀地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（宇治地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十四号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（白地地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十五号

関金町から申請のあつた町営土地改良（安歩地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十六号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（佐治（高山）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十七号

河原町から申請のあつた町営土地改良（上山手地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十八号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（高橋地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十九号

河原町から申請のあつた町営土地改良（釜口地区ほ場整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（未用地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
東地区は場整備事業	昭和五十五年三月二十五日	八 東 町

鳥取県告示第千百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字夏明平ラ六〇六、字大谷六四一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）



鳥取県告示第千三百号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡郡家町大字市場字大樹寺谷八〇一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の理由  
公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十六年十一月五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道	鳥取河原 自転車道線	鳥取市浜坂字東浜一三九〇番一 二四地先から同市行徳は三八九 番地まで	三・〇〇 五・二〇	七〇一三・〇
〃	〃	鳥取市叶外河原四九六番二地先 から八頭郡河原町大字片山字前 新田五〇五番七地先まで	二・五〇 五・〇〇	七九八三・六

鳥取県告示第千五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十六年十一月五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	変更敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道	倉吉青谷 線	倉吉市山根字大谷五五番六地先 から同市上井字大江後八三〇番 一地先まで	一・一〇 二・一九	二一九・〇 二〇九・〇
			変更前 一・一〇	変更後 二・五〇 五三・〇〇

彦名境港線		栄線				倉吉福本線	倉吉赤碕 中山線	三朝中線	
境港市佐斐神町字行淵一五九八番二地先から同市小篠津町字松明田一九八六番二地先まで	倉吉市大立字川端七六番一地先から同市岡字金谷平七五番一地先まで	倉吉市大立字西田七三六番地先から同市大立字観音元六八八番七地先まで	倉吉市広瀬字古川ナル八八七番一番地先から同市広瀬字長石九四一番一地先まで	倉吉市岩倉字下河原一五番四地先から同市岩倉字下石田一四一番二地先まで	倉吉市東鴨字宮ノ前五〇二番一 地先から同市東鴨字堂面二八五番一地先まで	倉吉市横田字ドオドオ一四三番一 地先から同市横田字平ル石五二〇番二地先まで	東伯郡三朝町吉田字畑三七三番一 地先から同町高橋字天谷口一八番六地先まで		
変更後 一五・〇〇 六八・〇〇	変更前 一五・〇〇 五〇・〇〇 一四・〇〇 一六・〇〇	変更後 一三・〇〇 三〇・〇〇	変更前 四・〇〇 六・〇〇	変更後 二二・〇〇 二八・〇〇	変更前 七・〇〇	変更後 一六・〇〇 三九・〇〇	変更前 七・三〇 八・五〇	変更後 一一・〇〇 三七・〇〇	変更前 六・五〇
九六七・〇	九四五・〇 九六七・〇	二八八・〇	二二四・〇	二〇一・〇	五八七・〇	四〇五・〇	六八〇・〇	三六〇・〇	三六六・〇

鳥取県	鳥取河原自動車線	鳥取市浜坂字東浜一三九〇番二 二四地先から同市行徳は三八九番地先まで	昭和五十六年十一月五日
道路の種類	路線名	区間	供用開始の日
国道	百七十九号	東伯郡三朝町木地山字栗祖岡山 六六番一地先まで 東伯郡三朝町木地山字塚ノ本 八六番一地先まで 倉吉市河原町字西淀廣一九一八 番一地先から同市西倉吉町字朝 日五番一地先まで 倉吉市河原町字西淀廣一八五八 番一地先から同市西倉吉町字朝 日五番一地先まで	敷地の幅員(メートル) 一六〇・〇 一一〇・〇 九一・〇 七・〇
区	前後別	変更前	変更後
		四四〇・八	四五〇・八
		一五五・〇	二二三・〇
		二二三・〇	二二三・〇

鳥取県告示第千六百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十六年十一月五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	上大立大 栄線	"	"	倉吉福本 線	倉吉赤碕 中山線	三朝中線	倉吉青谷 線	"
倉吉市大立字川端七六番一地从先から同市岡字金谷平七五番地一地从先まで	倉吉市大立字西田七三六番地先から同市大立字観音元六八八番七地先まで	倉吉市広瀬字古川ナル八八七番一地从先から同市広瀬字長石九四一番一地从先まで	倉吉市若倉字下河原一五番四地先から同市若倉字下石田一四一番一地从先まで	倉吉市東鴨字宮ノ前五〇二番一地从先から同市東鴨字堂面二八五番一地从先まで	倉吉市横田ドオドオ一四三番一地从先から同市横田字平ル石五二〇番一地从先まで	東伯郡三朝町吉田字堀三七三番一地从先から同町高橋字天谷口一八番六地先まで	倉吉市山根字大谷五五番六地先から同市上井字大江後八三〇番一地从先まで	鳥取市叶外河原四九六番二地先から八頭郡河原町大字片山字前新田五〇五番七地先まで
"	"	"	"	"	"	"	"	"

正 誤

"	国道 百七十九号	東伯郡三朝町木地山字内札谷岡山奥境から同町木地山字塚ノ本八六六番一地从先まで	"
三百十三号	倉吉市河原町字西淀廣一八五八番地先から同市西倉吉町字朝日五番一地从先まで	"	"

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十六年十一月鳥取県教育委員会規則第四号）中次の箇所（誤り）があつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 上 二 本籍地

" " " 本籍（都道府県名）